

神戸市火災予防規則の改正-西日本防災システム

改正概要

厨房内の自動消火設備(火炎伝送防止装置)はダクト内部に付着した油塵に着火した場合、自動的に消火を行うもので、初期消火の場合容易に消火薬剤をかけられないような場合に備えて設置されています。

現行規則ではフード、ダクト、レンジ又はフライヤーのみが自動消火装置の対象となっていますが、焼肉店などに一般的に設置されている下引ダクト(無煙ロースター)などは対象となっていません。今回の改正はこの下引ダクトを規制対象に含めるものです。

現行

第5条

厨房設備の自動消火装置の技術上の基準
条例第9条の2第2項第1号の規則で定める技術上の基準は次の通りとする。

改正部分

フード、ダクト、レンジ又はフライヤーを防護対象とし当該部分の……

改正後

フード、ダクト、レンジ、フライヤー又は下引きダクトを防護対象とし……

施行日

平成24年4月1日



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>